知ってください その1 (再録)

「自動車重量税」が公害認定患者の救済に使われています

自動車取得税は廃止、自動車重量税は…

税金の使い方を決める与党（自民党、公明党）の税制調査会が2013年度（平成25年度）税制改正大綱を決めました。自動車にかかる税金のうち、自動車取得税は廃止、自動車重量税は「存続」になりました。

自動車重量税は4,000億円が地方の財源で、96億円が公害補償の財源になっています。税制改正大綱には「公害健康被害補償費の財源として活用されていることに留意する」と書かれています。

◆今後の自動車取得税と自動車重量税

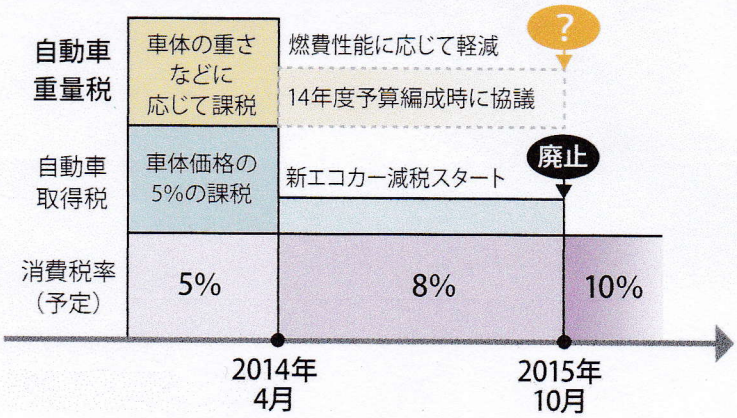

大気汚染の原因者が負担【企業8：クルマ2】

40年前にできた公害健康被害補償法は、現在も約40,000人の公害患者の医療費と生活の補償と予防のための事業をしています。その財源は、大気汚染の原因者が負担することになっています。

右の図のように自動車重量税から20%、企業(ばい煙発生施設等設置者)への賦課金80%で賄われています。

◆補償給付金と自動車重量税の関係

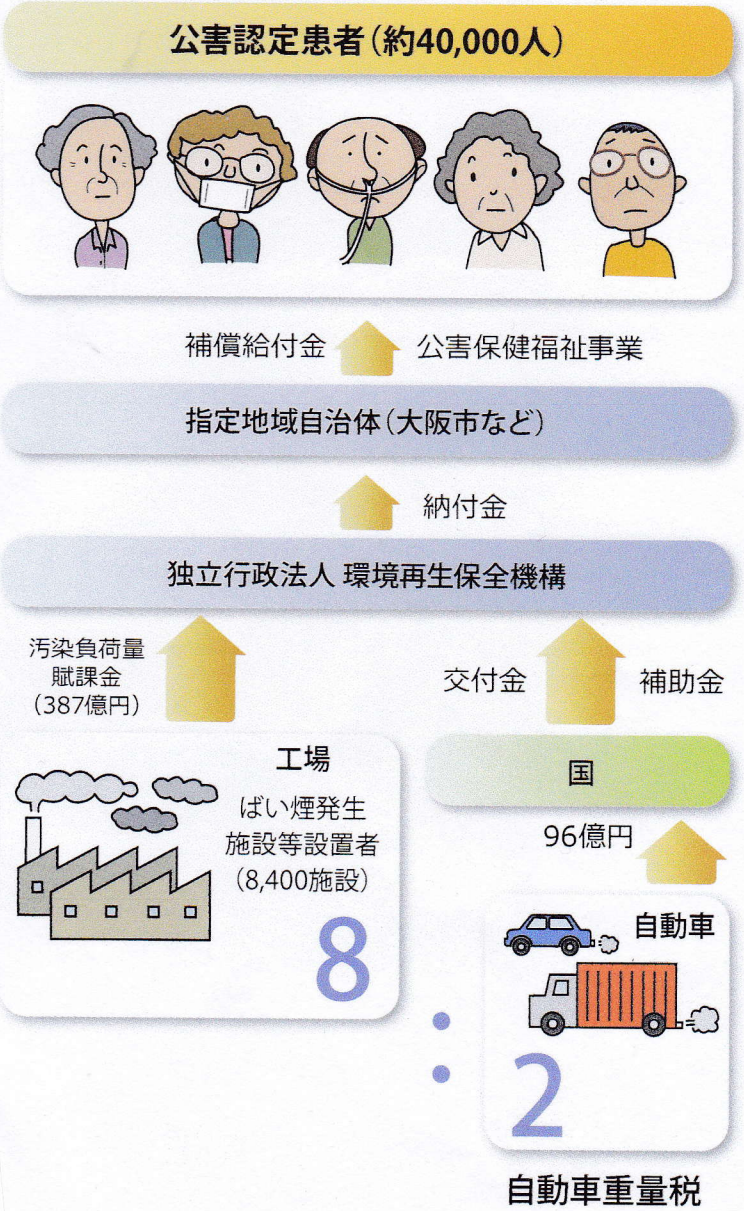

自動車重量税の効用 二重課税ではありません！

自動車の重量0,5tに対して自家用車4,100円、営業車2,600円を課税します。基本は、重くて排気量の大きい自動車が多く負担する仕組みになっています。一方、ハイブリッド車などのエコカーには最高100%の減税が適用されています。環境負荷に応じて課税する自動車重量税は、大気汚染防止や温暖化対策に役立つエコカーの普及を後押しする役目も持っているのです。自動車重量税が消費税との「二重課税」にあたらないのは明らかです。